

前 金	部 分 払
有	0 回

平成 29 年度  
区画補 第 1-5 号

---

### 津駅前北部土地区画整理事業に伴う1号公園実施設計業務委託設計書

---

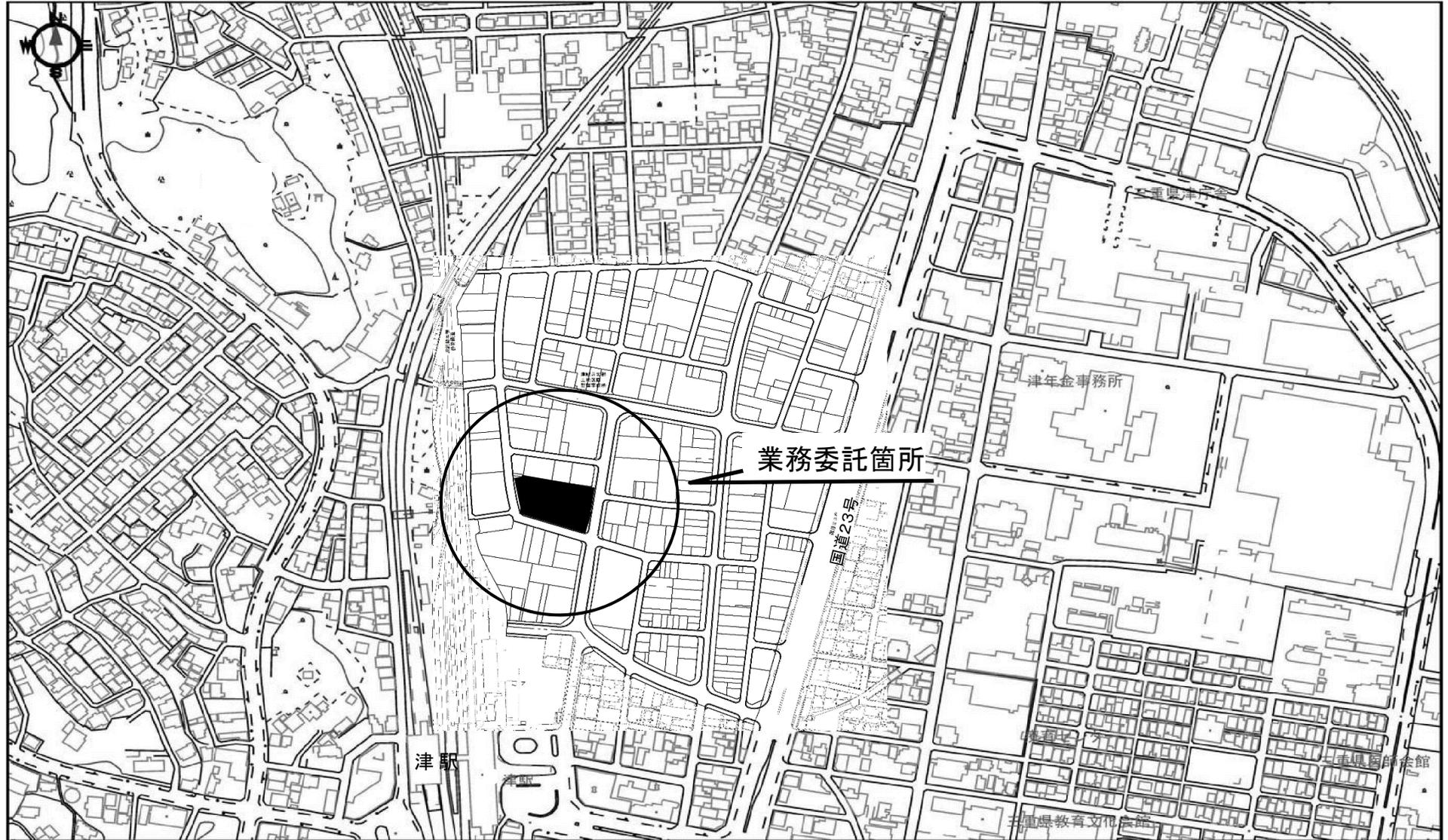
委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津市  
津駅前北部土地区画整理事務所

平成29年度		区画補 第 1-5 号		業務委託設計書	
委託場所	津市栄町四丁目及び羽所町地内			部長	
				次長	
委託名	津駅前北部土地区画整理事業に伴う1号公園実施設計業務委託			担当参事兼所長	
				検算者	
設計額	(うち消費税等相当額 )			調整担当主幹	
				担当	
履行期間	平成29年12月1日限り			設計者	
長	—		巾	—	
業務の大要					
公園緑地実施設計 0.25ha					

# 位置図

平成29年度 区画補第1-5号  
津駅前北部土地区画整理事業に伴う1号公園実施設計業務委託



0 300m  
1:5,000

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
設計・解析・調査業務								
01:設計・解析・調査								
公園緑地設計				式				
					1.000			
公園緑地実施設計				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
設計協議				式				第 0002 号 明細表
					1.000			
直接経費（成果品作成費分）				式				
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
一般管理費等				式				
					1.000			
設計・解析・調査業務価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[設計・解析・調査]

第 0001 号 明細表 公園緑地実施設計					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
与条件の確認および調査	式				第0001号単価表
		1.000			
実施設計の検討	式				第0002号単価表
		1.000			
実施設計図の作成	式				第0003号単価表
		1.000			
数量計算	式				第0004号単価表
		1.000			
概算工事費の算出	式				第0005号単価表
		1.000			
実施設計説明書の作成	式				第0006号単価表
		1.000			
照査	式				第0007号単価表
		1.000			
合 計					

[設計・解析・調査]

第 0002 号 明細表 設計協議					1 式	
					(上段 : 前回 下段 : 今回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ		業務				第0008号単価表
着手、中間3回、成果品納入時			1.000			
合 計						

SJ0010 与条件の確認および調査		第 0001 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0020 実施設計の検討		第 0002 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0030 実施設計図の作成		第 0003 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0040 数量計算		第 0004 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0050 概算工事費の算出		第 0005 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0060 実施設計説明書の作成		第 0006 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0070 照査		第 0007 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0080 打合せ 着手、中間3回、成果品納入時		第 0008 号単価表 1 業務 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人					
技師 (A)	人					
技師 (B)	人					
合 計	業務	1.000				
単位当り	業務	1.000	当り			

平成29年度 区画補第1-5号

津駅前北部地区画整理事業に伴う1号公園実施設計業務委託

## 数量総括表

バブル : 設計・解析・調査



# 面積計算書

地番名： 1号公園

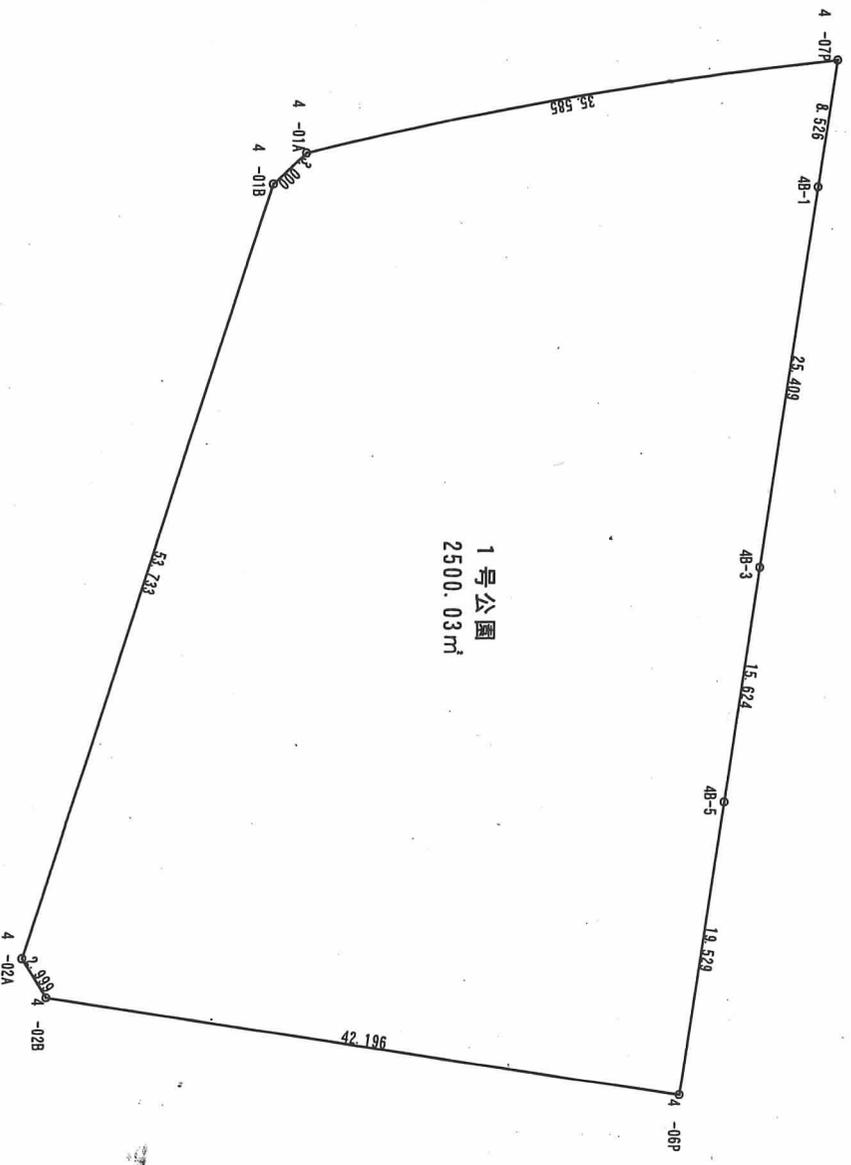
点名	Xn	Yn	距離	方向角	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \times (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
4 -07P	-140402.239	47062.439	35.585	169-49-19	-2.149	301724.411611
4 -01A	-140437.235	47068.722	3.000	136-39-41	8.342	-1171527.414370
4 -01B	-140439.417	47070.781	53.733	107-45-19	53.233	-7476011.485161
4 -02A	-140455.803	47121.955	2.999	58-08-55	53.722	-7545566.648766
4 -02B	-140454.220	47124.503	42.196	8-31-59	8.809	-1237261.223980
4 -06P	-140412.491	47130.764	19.529	278-32-02	-13.052	1832663.832532
4B-5	-140409.593	47111.451	15.624	278-31-53	-34.765	4881339.500645
4B-3	-140407.275	47095.999	25.409	278-31-57	-40.580	5697727.219500
4B-1	-140403.505	47070.871	8.526	278-32-19	-33.560	4711941.627800

倍面積合計	-4970.180189
1/2	2485.090094

符号	半径	弧長	中心角	扇形部面積	三角形部面積	円弧部面積
1	251.000	35.585	8-07-23	4465.958994	-4451.013111	14.945883

円弧部合計面積	14.945883
---------	-----------

合計面積	2500.035977
------	-------------



1号公園  
2500.03㎡

## 特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、「津駅前北部土地区画整理事業に伴う1号公園実施設計業務委託」(以下「本業務」という)に適用する。本業務を実施するにあたっては、三重県業務委託共通仕様書、本特記仕様書によるほか監督員の指示による。

(業務の目的)

第2条 本業務は、津駅前北部土地区画整理事業施行地区内の津市栄町四丁目地内において新設する面積0.25haの街区公園の整備に伴う実施設計である。

(業務箇所)

第3条 業務箇所は、別紙位置図のとおりとする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日から平成29年12月1日までとする。

(業務内容)

第5条 本業務の内容は、以下の項目で構成する。

5-1. 公園緑地実施設計 A=0.25ha

(1) 与条件の確認および調査

1) 与条件や貸与資料の把握と整理

2) 適用設計条件や設計基準の確認

3) 関連機関との調整内容の確認

4) 現地細部確認調査(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など)

(2) 実施設計の検討

1) 貸与資料の整合性確認

2) 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定

3) 安全性・機能性に関する検討と設定

4) 施工性・市場性に関する検討と設定

5) 維持管理性に関する検討と設定

6) 既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定

7) 目標工事費との調整

(3) 実施設計図の作成

必要に応じて以下の設計図面を作成する。

1) 実施設計平面図 (縮尺 1:100~1:500)

2) 割付平面図 (縮尺 1:100~1:500)

3) 造成平面図 (縮尺 1:100~1:500)

4) 施設平面図 (縮尺 1:100~1:500)

5) 植栽平面図 (縮尺 1:100~1:500)

- 6) 供給処理設備平面図 (縮尺 1:100～1:500)
- 7) 撤去平面図 (縮尺 1:100～1:500)  
必要に応じて拡大平面図や各種系統別平面図を作成
- 8) 造成断面図 (縮尺 1:50～1:200)  
必要に応じて園路縦断面図や排水縦断面図を作成
- 9) 各種施設の構造図 (縮尺 1:10～1:50)  
必要に応じて図面特記事項を付記
- (4) 数量計算
  - 1) 図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
  - 2) 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算
  - (5) 概算工事費の算出  
物価資料による単価、または見積り徴収による単価に基づいた工事費の算出。
  - (6) 実施設計説明書の作成  
検討資料を取りまとめた報告書を作成する。
  - (7) 照査  
基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査、設計方法や設計手法の妥当性の照査、  
成果品の内容の適正照査を行う。

(打合せ)

第6条 以下のとおり行うものとする。

- (1) 業務の実施にあたって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合わせの際相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切り並びに成果品納入時において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 設計業務着手時及び成果品納入時 (成果品案の打合せ時を含む) における打合せには、照査技術者も出席するものとする。
- (4) 中間打合せは下記を参考に監督員と協議し設定する。
  - 1) 平面設計時
  - 2) 施設設計時
  - 3) 数量計画書作成時

(中立性の確保)

第7条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

(提出書類)

第8条 受注者は、業務の着手及び完了にあたって下記の書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 管理技術者届及び照査技術者選任届

- (4) 業務計画書
- (5) 業務完了報告書
- (6) 納品書
- (7) その他発注者が必要とする書類

(成果品の審査及び納品)

第9条 成果品の提出にあたっては、以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、成果品検査後であっても受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(疑義)

第10条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ、これを定める。

(成果品の提出)

第11条 納入する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 実施計画図 3部
- (2) 実施設計報告書 3部 (製本 A4版)
- (3) 各種数量計算書 3部 (報告書内)
- (4) 工事費算出書 3部 (報告書内)
- (5) 測量成果簿 3部 (報告書内)
- (6) 照査報告書 1部 (報告書内)
- (7) 打合せ記録簿 1部 (報告書内)
- (8) 上記電子データ 3部 (CD-R 又は DVD)
- (9) その他必要資料 1式

(準拠図書)

第12条 受注者は、業務に当たり下記に挙げる図書に準拠して行う。また、これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

- (1) 都市公園技術標準 (国土交通省)
- (2) 都市公園技術標準解説書 ((一社) 日本公園緑地協会)
- (3) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (国土交通省)
- (4) ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり ((一社) 日本公園緑地協会)
- (5) ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル (三重県)
- (6) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (国土交通省)
- (7) 遊具の安全に関する規程 JPFA-SP-S:2014 ((一社) 日本公園施設業協会)

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示事項（条件及び内容）	
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 <input type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成 年 月制定】 <input type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input type="checkbox"/> 自然に配慮した川づくりの手引き（案）（三重県県土整備部河川課） <input type="checkbox"/> 砂防技術指針（案）（三重県県土整備部）【 年 月制定】 <input type="checkbox"/> 三重県景観計画【平成20年4月1日発行】 <input checked="" type="checkbox"/> その他（別紙、特記仕様書参照）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成24年7月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（別途協議） <input type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイアル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（別紙、特記仕様書参照）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 建設部門都市及び地方計画科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> RCMの資格保持者（ <input checked="" type="checkbox"/> 都市計画及び地方計画又は造園部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら <input type="checkbox"/> ない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者の要件	<p><input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ 照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者 ）とする。 ）</p> <p>技術士  <input checked="" type="checkbox"/> 建設部門都市及び地方計画科目、<input type="checkbox"/> 部門、<input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない  <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者）  <input checked="" type="checkbox"/> RCMの資格保持者（<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画及び地方計画又は造園部門、<input type="checkbox"/> 部門を問わない）  <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者  <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。  <input type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行）  <input type="checkbox"/> 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課）  <input checked="" type="checkbox"/> その他（別途協議 ）</p>
キ 打合せ等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ回数は3回とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ <input type="checkbox"/> 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。</p>
ク 資料の貸与	<p><input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。  （平成24年度区画担第1ー8号津駅前北部土地区画整理事業公園施設計画検討及び防災防犯ワークショップ業務委託成果品  ）</p>

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地確認を行う。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出す算の範囲内で前払いするものとする。

## 配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

### 記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに関する配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに関する配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに関する配慮してください。

## 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

### 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

### 3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。  
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

### 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

### 5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。